

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0531第3号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

■ 適用日 平成30年6月1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
BRACAnalysis診断システム (BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価)	20,200 点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
BRACAnalysis 診断システム	20,200 点	血液学的検査 判断料 (※2：125点)	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (2,100点×2回) + D006-4 遺伝学的検査の3、 処理が極めて複雑な もの (8,000点×2回)	BRACAnalysis診断システムは、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D006-4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。 ア. 転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。 イ. 本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。 ウ. 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。